

◎新潟県告示第683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
魚沼市高倉字灰庭658番3から同市高倉字宮ノ越49番11まで
- 3 供用開始の期日 令和2年6月5日